

ーン化を集中的に推進するとともにグリーン購入法に基づく率先導入を推進する。また、環境配慮契約法及び基本方針に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進し、政府実行計画をより確実に達成する。さらに、公立学校や公立病院も含め、地方公共団体における実行計画の策定を確実にし、独立行政法人等にも実行計画の策定を促す。

（地域の取組の強化）【5.3万 t-CO₂】

地域の環境行政の担い手である地方公共団体については、地域の自然的社会的条件に応じた、地域の創意工夫を生かした削減対策が講じられ、また、各地域において先進的な取組が促進されるよう、その区域内の実情に合った、目標の設定を含む温室効果ガスの排出の抑制等を総合的かつ計画的に推進するための地域推進計画の策定を求めるなど取組を強化する。

また、「地域の地球温暖化対策推進プログラム（仮称）」の策定により地域の排出削減に向けた取組を後押しする各府省庁の施策を体系化し、構造改革特区の提案募集においても地球温暖化防止に係る提案を積極的に募集する。

さらに、地方公共団体による、地域住民・企業へのきめ細やかな対応を実施するため、都道府県地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員の更なる活用を進める。

（金融における環境配慮の推進）【金融における環境配慮の推進と企業側の削減対策について、定量的な関係を示すことができないことから、削減効果の算定は困難】

温室効果ガスの削減を目的とする事業への投融資を拡大するとともに、温室効果ガスの排出削減に取り組んでいる企業の実績が金融面でも積極的に評価されることが重要である。また、金融機関自身の役割も増大している。このため、投融資プロジェクトにおける金融機関の環境面のガバナンスの発揮やSR I（社会的責任投資）ファンドの拡大、事業者による環境保全に関する取組や環境保全プロジェクトの状況などの情報の開示、環境保全への取組を考慮した投融資の実施等、金融における環境配慮（金融のグリーン化）を推進する。

<民生（業務・家庭）部門関連>

（住宅・建築物の省エネ性能の向上及び評価・表示の充実）【200万 t-CO₂】

住宅・建築物に係る省エネ性能の一層の向上に向け、より実効的な規制・誘導方策として、省エネ法を改正し、中小規模（2,000m²未満）の住宅・建築物への届出義務の範囲の拡大、大規模（2,000m²以上）の住宅・

建築物の対策の強化等を行う。

また、共同住宅の専有部分、戸建住宅について、建築設備を住宅の省エネ評価の対象に追加した上で、住宅・建築物ともに、運用時も念頭において建物外皮と建築設備を総合化した省エネ評価手法の開発を推進する。

既存住宅において一定の省エネ改修（窓の二重サッシ化や壁の断熱化等）を行った場合の税制優遇措置の創設、建築物において省エネ効果の高い窓等の断熱と空調、照明、給湯等の建築設備から構成される「省エネビルシステム」等を新たに対象化した税制の拡充を行う。住宅リフォーム時に省 CO₂ 型資材を導入するなどのエコリフォームの実施に対する普及啓発・支援を行う。

さらに、CASBEE（建築物総合環境性能評価システム）を含め、住宅・建築物の評価・表示の充実・普及、複数の建築物が連携したエネルギー対策の取組を推進する。

（国民運動）【678 万～1,050 万 t-CO₂】（国民運動は、以下のものも含め、省エネ機器や公共交通機関の利用など各種対策を後押しする施策であるが、ここでは、効果を算定するためのデータの入手が可能な一部の行動のみを定量化し 678 万～1,050 万 t-CO₂ を算定）

国、地方公共団体、国民、事業者に対して、それぞれ期待される役割を明確化した上で、以下の取組を促進する。

業務部門及び家庭部門において、クールビズ及びウォームビズ（冷暖房の適切な温度設定）の他、水道の使い方、アイドリングストップなどエコドライブ、省エネ製品の選択、買い物袋持参、電源プラグをコンセントからこまめに抜くといった具体的な行動による削減を実施する。こうした行動を進めるため、チーム・マイナス 6%で「1人1日1kgCO₂削減チャレンジ宣言」、地域における温暖化防止活動等を積極的に進めていく。その際、テレビ・新聞・インターネット等のマスメディアも積極的に活用しつつ、更に国民に幅広く呼びかける。

また、エコポイント等環境に配慮した行動の多寡に応じて経済的インセンティブを付与する取組を進めるとともに、省エネ家電普及促進フォーラムによる省エネ家電製品への買い替え促進など普及促進支援等も行う。

さらに、カーボン・オフセットの取組を広めることにより、市民、企業等幅広い主体による主体的な温室効果ガスの排出削減の実施を促進するため、カーボン・オフセットのあり方について指針を定めるとともに、オフセットの対象となる排出量の算定方法、オフセットに用いる排出削

減量の算定・検証等について検討を進め、カーボン・オフセットの取組の普及に努める。

国民一人ひとりのライフスタイル及び社会経済活動を環境に配慮したものに変わっていくため、あらゆる人が、生涯にわたって、家庭、学校、企業、地域等あらゆる場所において、環境教育・環境学習を受ける機会を創出する。このため、「21世紀環境教育プラン」を推進するとともに、「国連持続可能な開発のための教育の10年」の取組を政府あげて展開する。

これらの国民運動の推進に当たり、地方公共団体には、住民に身近な公的セクターとして、地域住民への普及啓発、民間団体の活動の支援といった地域に密着した施策を進めることが期待される。

（省CO₂効果の見える化）【国民運動等の対策効果の内数】

省CO₂に向けた消費者の取組を促進するため、様々な製品やサービスの製造・使用段階等における二酸化炭素排出量を「見える化」し、省エネ製品の買い換えによる効果や使用方法の差異による影響も含めて、消費者が評価・判断できるよう、普及啓発の取組を行う。

（機器対策）【150万～200万t-CO₂】

個別機器やシステムの効率の更なる向上のため、省エネ技術の開発を推進するとともに、省エネ法に基づくトップランナー基準の対象機器の拡大や目標基準値の強化、待機時消費電力の削減等を推進する。

トップランナー基準の対象となっていない食器洗い機等の機器についても、エネルギー消費量の少ない製品への買い替えを促進する。物流拠点や大規模小売店舗等への安全で高効率な自然冷媒冷凍装置導入を促進する。

また、一層の普及啓発事業の実施により、省エネ家電の普及を促進する。

さらに、エネルギー需給構造改革推進投資促進税制の対象設備に業務部門の省エネ設備や省エネに貢献するシステムを追加し、その導入支援を行う。

（産業・業務部門の省エネ対策・排出削減対策）【300万～400万t-CO₂】

現行省エネ法上の「工場単位」による規制から「企業単位」での総合的なエネルギー管理へ法体系を改正するとともに、一定規模以上のフランチャイズチェーンについてチェーン全体を一つの単位としたエネルギー管理を導入することで、産業・業務部門の省エネ取組の更なる強化を行う。

また、企業の生産構成等を踏まえつつ、工場・事業所等ごとの取組に対するベンチマーク等の指標を活用した客観的評価を推進するとともに、後述する中小企業排出削減対策を含む、複数の事業者が共同して省エネ・排出削減を行う仕組み（エネルギー・CO₂共同削減事業）を構築する。

さらに、オフィスビル等における照明設備の省エネ化を推進するため、普及啓発等を充実する。

これらの取組に加え、電気事業者が取得した京都メカニズムクレジットを、算定・報告・公表制度において電気事業者ごとのCO₂排出係数に反映させる方策を講じるなど、温対法の改正による産業・業務部門の排出削減対策を推進する。

<運輸部門関連>

(自動車単体対策) 【300~350万t-CO₂】

2010年度燃費基準からの更なる低燃費化を促進するため、省エネ法に基づき、2015年度燃費基準を導入(乗用車等2007年7月、重量車2006年4月施行)したところであり、クリーンエネルギー自動車の普及の観点からも、引き続きグリーン税制や補助制度等のインセンティブ付与施策を講じる。また、燃費性能に優れたクリーンディーゼル自動車等についても普及を促進する。

(エコドライブの普及促進) 【10万t-CO₂】

エコドライブ支援機器の導入、エコドライブの普及啓発、省エネルギー法の自動車運送事業者への適用、「グリーン物流パートナーシップ会議」を通じた取組の促進等により、エコドライブの普及促進のための施策の強化を図る。

なお、エコドライブについては、バス・タクシー・トラックのドライバーといった運転のプロを対象に進めるとともに、対策の裾野を広げて削減量を拡大するため、一般のドライバーを対象とした普及啓発も行う。

(物流の効率化) 【既存対策の達成に資する施策の追加・強化】

グリーン物流パートナーシップ会議の枠組みを活用した荷主企業と物流事業者が協働で取り組むプロジェクトへの支援、鉄道貨物輸送力増強事業への支援、スーパーエコシップの建造促進といった既存の対策を引き続き進める。また、海の10モード指標といった船舶の燃費性能を評価する技術・指標を確立するとともに、グリーン物流パートナーシップ会議の枠組みを活用して、環境負荷の観点から影響が大きいと考えられる商慣行の見直しや、宅配事業者の配達方法の改善におけるエコポイントの発行など、消費者の物流における意識向上を図ったシステムの構築に対する支援を行う。

さらに、都市内物流の効率化のために、「都市内物流トータルプラン」に基づき、ボトルネックの把握や問題解決に向けた検討を行う協議会への支援を行っていく。

（公共交通機関の利用促進等）【既存対策の達成に資する施策の追加・強化】

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」や地域公共交通活性化・再生総合事業により、地方鉄道の活性化など地域住民の移動の確保、都市部における LRT や BRT の導入、乗継の改善等を総合的に支援するとともに、従業員の通勤交通について自家用車から公共交通へ転換するように促すなど従業員の通勤、営業、出張に伴う温室効果ガス排出量の低減に向けた取組を強化する。

また、運輸部門の削減のためには、原単位の改善とともに、交通需要の管理が必要であるため、公共交通機関を中心とした歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりの取組を支援する。

（交通流対策の推進）【60 万 t-CO₂】（交通流対策のうち高速道路の料金施策については、更に平均約 1 割引となる料金引下げ等を平成 20 年度から実施予定であり、更に CO₂ 排出量を削減見込み）

交通に伴う CO₂ 排出量の削減に資する高速道路ネットワークを有効活用するための料金施策やボトルネック踏切等の対策のスピードアップ、路上工事の縮減を推進する。また、都道府県警察が実施する交通安全施設整備に要する費用の一部を補助することにより、信号灯器の LED 化を推進する。

<産業・エネルギー転換部門関連>

（新エネルギー対策の推進）【129 万 t-CO₂】

新エネルギー対策の推進については、RPS 法等の供給側の取組の着実な実施とともに、グリーン電力証書等の民間の自主的取組の促進等による需要側の取組を強化する。また、太陽光発電・太陽熱利用・風力発電等に対する国の導入支援策を充実させる。さらに、自然公園規制を含む各種土地利用規制との円滑な調整を推進する。

バイオ燃料導入促進税制などの経済的インセンティブの活用や国産バイオ燃料の生産拡大に向けた大規模実証等により、輸送用燃料を含むバイオ燃料の普及を促進する。

さらに、地域における地産地消型の新エネルギー導入の取組への評価と、先進的事例紹介によるベストプラクティスを共有する。

（産業・業務部門の省エネ対策・排出削減対策）（再掲）

（中小企業の排出削減対策の推進）【182 万 t-CO₂】

中小企業における排出削減対策の強化のため、中小企業の排出削減設

備導入について、資金面の公的支援を一層充実する。

また、大企業等の技術・資金等を提供して中小企業等（いずれの自主行動計画にも参加していない企業として、中堅企業・大企業も含む。）が行った温室効果ガス排出抑制のための取組による排出削減量を認証し、自主行動計画等の目標達成のために活用できる仕組みを構築する。

その際、参加事業者が自主的に取り組むことを前提としつつ、我が国全体での排出削減につながるよう、排出削減量の認証に当たっては、民間有識者からなる第三者認証機関が京都メカニズムクレジットに適用される簡便な認証方法に倣った基準により認証を行うことにより、一定の厳格性及び追加性を確保するとともに、中小企業等の利便性確保の観点から手続の簡素化等を行う。

さらに、既存の関連制度（温対法の算定・報告・公表制度や省エネ法の定期報告制度）との連携・整合性のとれた制度とする。

なお、本制度の運用に当たっては、中小企業等がこの仕組みの下で得られる収入のみでは事業が成立しない場合に限り、設備導入補助等既存の中小企業支援策を最小限受けることができるようにする。

また、創出された「国内クレジット」の管理体制・システムについては、例えば中小企業等と大企業等が協働（共同）で事業計画を策定、申請し、その認可を受けるといった仕組みなど、可能な限り簡便なものとする。

（農業及び水産業における対策の推進）【8.5万 t-CO₂】

木質バイオマス利用等の先進的加温設備や脱石油型施設園芸システムの実証・普及、省エネ型設備・機器等の格付認定制度の検討により施設園芸の省エネの推進を図る。

また、温室効果ガス排出削減に資する農業機械等の利用促進、バイオディーゼル燃料を農業機械に利用するための地産地消モデルの確立を図る。

発光ダイオード集魚灯、漁船の推進効率の改善などの省エネルギー化及び新技術を導入した新たな漁船の建造による省エネ型代船取得により経営転換を促進するとともに、適切な管理・運転についての情報を提供する。

（上下水道・廃棄物処理における対策の推進）【144万 t-CO₂】

上水道においては、省エネ・高効率機器の導入、ポンプのインバータ制御化等の省エネルギー対策や、小水力発電、太陽光発電等の再生可能エネルギー対策を実施する。

下水道においては、設備の運転改善や、施設の改修・改築・更新の際、反応槽における効率の良い散気装置、汚泥の脱水における高効率脱水機等、省エネ機器の導入による省エネルギー対策、下水汚泥の炭化・乾燥による固形燃料化、消化ガスによるガス発電、下水熱の有効利用等の新エネルギー対策を実施する。